

令和3年6月24日変更

定 款

エン・ジャパン株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、エン・ジャパン株式会社と称し、英文では、en Japan Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した求人求職情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営
2. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業
3. 人事業務システムの販売及び人事業務の請負
4. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
5. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業
6. 経営、マーケティング、人材採用・教育・評価に関するコンサルティング業務
7. コンピューター用ソフトウェア及びネットワークシステムの企画、設計、開発、販売、保守メンテナンス
8. インターネット・携帯情報端末等を利用したコンテンツの買取り及び販売業
9. 投資事業
10. 結婚相手の紹介、相談
11. 心身の健康状態を維持・向上させるための研修・プログラム・器具等の開発・提供・販売
12. パン・菓子類の製造及び販売
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、187,200,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主に関する権利)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、同法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、同法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

制定 平成 12 年 1 月 14 日

変更 平成 12 年 7 月 13 日

平成 12 年 10 月 13 日

平成 12 年 12 月 15 日

平成 13 年 3 月 30 日

平成 14 年 3 月 28 日

平成 15 年 3 月 28 日

平成 15 年 4 月 1 日

平成 15 年 8 月 20 日

平成 15 年 10 月 20 日

平成 16 年 3 月 30 日

平成 16 年 6 月 1 日

平成 16 年 9 月 17 日

平成 17 年 3 月 29 日

平成 18 年 3 月 29 日

平成 19 年 3 月 29 日

平成 20 年 3 月 27 日

平成 21 年 3 月 27 日

平成 22 年 3 月 30 日

平成 23 年 3 月 30 日

平成 25 年 5 月 24 日

平成 25 年 6 月 26 日

平成 27 年 6 月 25 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 6 月 27 日

令和 2 年 6 月 24 日

令和 3 年 6 月 24 日